

平成14年度財務定期監査結果に基づき講じた措置等（行財政局）

(3) 財産の管理に関する事務

土地賃貸借契約において、契約期間が満了しているにもかかわらず、契約を更新しないまま使用させている事例が見受けられた。 (管財課)

早急に契約を締結すべきである。

措置方針等

指摘された2件のうち、1件は契約更新手続きを完了した。

もう1件については、契約の相手方が死亡し、相続人の間で相続協議が整わないために、新たな契約相手方が確定できず、契約更新が未了である。

今後、適正な契約手続を行うためにも、相続協議を早急に整えてもらうよう求めていく。